

令和 8 年
第 5 回 立 川 市 農 業
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会

令和 8 年第 5 回立川市農業委員会総会日程

日時 令和 8 年 5 月 2 5 日（月）午後 3 時

会場 2 0 8 ・ 2 0 9 会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 事務報告
 - (2) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
 - (3) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
- 4 議事

議案第 1 号	農地法第 3 条第 1 項に規定する許可について
議案第 2 号	中間管理事業における農用地利用集積等促進計画 (案) に関する意見聴取について
議案第 3 号	引き続き農業経営を行っている旨の証明について
議案第 4 号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- 5 その他
 - (1) その他
- 6 閉会

令和8年第5回立川市農業委員会総会

令和8年5月25日（月）

立川市役所208・209会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番		10番	鴻地文武君
2番	嶋田貞芳君	11番	岩崎紗矢佳君
3番	高杉晋一君	12番	高橋浩久君
4番	内野智行君	13番	宮岡広行君
5番	橋本良子君	14番	田中佐一君
6番	浅見恵子君	15番	清水茂男君
7番	宿谷豊君	16番	川野進君
8番	横幕玲子君	17番	岡部良己君
9番	森谷一郎君		

事務局職員

局長 八谷俊太郎君

係長 吉田正君

主事 東島信幸君

午後 3 時 0 0 分 開会

議長 定刻となりましたので、改めまして御出席ありがとうございます。
ます。

本日は、会長が体調不良ということですので、代わりに私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたしますします。

それでは、ただいまより令和 8 年第 5 回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会規則第 6 条の規定を満たす委員の皆様に御出席をいただいておりますので、本会は成立しております。

本日の総会に付議すべき項目は別紙のとおりです。御審議のほどよろしくお願いいたしますします。

それでは、着座させていただきます。

議長 初めに議事録署名委員の指名です。今回は 7 番の宿谷委員、8 番の横幕委員にお願いしたいと思います。

それでは、（１）事務報告、（２）農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出 1 件、（３）農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 1 件、一括して事務局より報告をお願いいたします。

局長 それでは、報告事項 3 件、御報告をさせていただきます。

初めに、報告事項（１）事務報告を行います。

5 月 1 5 日（金）、生産緑地、都市農地貸借円滑化法研修会が開催され、事務局が出席いたしました。同日、北多摩地区農業委員会連合会の通常総会が開催され、職務代理、事務局が出席いたしました。

5 月 1 9 日（火）、東京都農業会議理事会、常設審議委員会が開催され、会長が出席されました。

委員会といたしましては、5 月 1 4 日（木）、5 月の総会に向けた現地調査を、2 5 日（月）午後 3 時より第 5 回総会、終了後、全員協議会を開催いたします。

明日以降でございます。

5月27日（水）、地域計画の推進に向けた意見交換会が開催され、事務局が出席を予定しております。

5月29日（金）、都市農地流動化協議会が開催され、事務局が出席を予定しております。

6月3日（水）、農業者年金担当者会議が開催され、事務局が出席を予定しております。

6月4日（木）、農地中間管理事業担当者会議及び新規就農、貸借担当者会議が開催され、事務局が出席を予定しております。

6月5日（金）、認定農業者等担い手支援推進会議及び主任職員協議会が開催され、事務局が出席を予定しております。

6月8日（月）、農業経営部会による農地パトロールを予定しております。

6月11日（木）、北多摩西部地区農業委員会地区別検討会が開催され、職務代理、事務局が出席を予定しております。

6月17日（水）、東京都農業会議常設審議委員会が開催され、会長が出席される予定です。

委員会といたしましては、6月16日（火）、6月の総会に向けた現地調査を、23日（火）午後3時より第6回総会、終了後、全員協議会を開催いたします。

報告事項（1）事務報告は以上となります。

続きまして、農地法に基づく届出に関する報告でございます。

報告事項（2）農地法第4条第1項第7号の規定による届出1件について御報告いたします。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

農地の所在は上砂町5丁目の2筆。地目は登記簿上が畑、現況も畑。面積は1,814㎡。転用目的は事業用地及び共同住宅用地でございます。

周辺略図を御参照ください。

続きまして、報告事項（3）農地法第5条第1項第6号の規

定による届出 1 件について御報告いたします。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

農地の所在は砂川町 4 丁目の 4 筆。地目は登記簿上が畑、現況も畑。面積は 2, 9 2 2 m²。転用目的は住宅用地でございます。

周辺略図を御参照ください。

報告は以上となります。

議長 ありがとうございました。

ただいまの報告について、何か御質問がありましたら、よろしくお願いいたします。田中委員、お願いします。

1 4 番 4 条の関係で事業用地・共同住宅用地って書いてありますが、その中で鉄骨平屋建・木造 2 階建、これはどっちができるんですか。

議長 事務局、お願いします。

主事 鉄骨平屋建てのほうが事業用地で、木造 2 階建てのほうが共同住宅用地に、それぞれ建築予定です。

議長 よろしいでしょうか。

1 4 番 了解です。

議長 そのほか御質問ありませんでしょうか。

……質疑なしの声

議長 御質問がないようでしたら、報告事項についてはこれで終了いたします。

次に、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項に規定する許可について、1 件を議題に呈します。

この議案は委員に関わる議案であるため、農業委員会会議規則第 1 0 条の規定により、該当の委員は議事に参与することができませんので、一時退席をお願いいたします。

それでは、事務局より議案第 1 号について説明をお願いいたします。

局長 初めに、農地法第 3 条第 1 項の許可について御説明をいた

します。

農地の権利移動におきましては、農地法第3条第1項に規定する許可が必要となります。許可には農地法第3条第2項に示されています要件を満たしている必要があります。具体的には第2項第1号の全部効率利用要件、第4号の農作業常時従事要件、第6号の地域との調和要件、こちらの3要件となります。こちらの3要件については貸借の際にも御確認いただいている内容かと思います。

続きまして、具体の案件について御報告をいたします。

現地調査を譲受人立会いの下、嶋田職務代理、清水委員、内野委員、横幕委員、事務局で行いましたので、調査結果を御説明いたします。

略図を御覧ください。略図は砂川公園の南東に広がる農地となります。今回届出の農地の北側農地は譲受人が所有しており、譲受け後は一体の農地として耕作することとなっております。現地での境界確認もできております。譲受人が所有している北側農地ではトウモロコシやジャガイモが栽培されており、肥培管理は良好であり、譲受け後の一体管理も問題なく行われることが確認できております。

冒頭申し上げました農地法第3条の許可要件ですが、譲受人は引き続き3名で営農し、取得予定農地は面積も狭小かつ所有農地と一体の農地として十分耕作が可能であることから、全部効率利用要件は問題ないものと考えております。

また、申請書において、譲受人は主たる従事者となっており、年間150日以上従事するとのことですので、農作業常時従事要件も問題ないものと考えます。

また、地域との調和要件ですが、周辺に農地は存在せず、ほかの営農に影響を及ぼす可能性がないことから、こちらも問題ないものと考えております。

議案第1号の説明は以上となります。

議長 ありがとうございました。

議案第 1 号について確認された地区委員の方から補足説明をお願いいたします。

まず最初に清水委員、内野委員、横幕委員の順でよろしくようお願いいたします。

1 5 番 この農地について全然問題ないと思います。

以上です。

議長 内野委員。

4 番 特に問題ありません。

以上です。

8 番 特に問題ありません。

議長 ありがとうございます。

最後に私のほうからですけれども、非常に狭いところなんですけれども、道路との境で少し残っているというような形なので、ここで譲受人が引き受けてもらえると、より一層、中途半端な形の宅地とか、そういうものが残らず営農していただけると思いますので、問題ないと思います。

以上です。

ただいま説明のありました件について何か御質問がありましたらお願いいたします。岩崎委員、お願いします。

1 1 番 農地法の 3 条の要件について、私も問題ないというふうには思っています。その上で形式的なことを質問していいですか。

以前、去年とかまでは、3 条のときに契約書も添付されていたと思うんですけれども、それを今年からはやめたんですかというところが 1 点ですね。やめたならその理由をお聞きしたいのと、あと、この許可申請書のほうで日付が、申請書の申請人のほうからも日付がなくて、受領印が一番下にあるんですかね。丸いやつ。これは受領印があるから、この受領印の日付で申請されたというふうに認識していいんでしょうか。受領印が薄くて写しでは確認できませんが、現物にはついていると思いますので、ちょっとそここのところの確認と、あと、申請書の 1 枚目の一番下の「許可を受けようとする土地の所在等」という欄の

ところの右側、「所有者の氏名又は名称」というところが空欄なんですけれども、これは空いたままでいいのかと。これも空いていて、かつ、契約書もついていないと、上に譲渡人というふうにあるので、恐らくこの人が所有者なんだろうとは思いますが、そこのあたりが曖昧なまま行政処分を下すことにならざるを得ないと思ひまして、これは補正になるのか、この場で確認するのか、ちょっと私は分かりませんが、行政処分と3条許可という重大な行政処分でございますので、確認できることはすべきではないかと思ひました。いかがでしょうか。

議長 ありがとうございます。

では、事務局のほうからお願いします。

係長 事務局のほうから、今、3点ありました御質問についてお話しさせていただきます。

ちょっと順序は入れ違っていますが、まず1点目は日付の部分なんですけれども、委員お話があったとおり、下のほうに事務局の収受印、これはコピーが薄くなっていて大変恐縮なんですけど、実際には4月20日付で受付をしております。市役所の文書に関しましては、受付をした日にこのスタンプを押して日付を確定するというところで、通常、上のほうの記載部分がなくてもお受けするようなことで通常やっておりますので、こちらについては問題ないものというふうに考えております。

11番 今のお答えのところを1つずつ確認してもいいですか。

通常、紛争性のないものだと思いますので、受付日イコール許可申請日になるとは思いますが、以前もこの総会の、過去の話でしたことがあるかと思うんですけど、世の中には、申立人の許可申請日に必ずしも行政が受け付けるとは限らないみたいな、水際作戦と俗に言われるような、受付を拒否するような事案も福祉関係では多くあると思います。それをもって、今回は問題なくだと思いますが、受付印があるからといって、それが必ずしも申請日と同一とは限らないと。そう

でない例もあるというところで、だったら、これは提出された日にここを記入するように、そこで行政執行すればいいんだ、補正するように言えばいいと思うということを、以前もお伝えしたかと思うんですけども、それをもって、なので、なぜしないかということと、農業委員会側が、受付印があるから問題ないものと判断するというふうに言い切ってしまうといいものか。理論的には違い得るものなのでね。それを申立人の不利益とかを考えずに、農業委員会側が問題なしと言い切ってしまうといいものかというのは、ちょっと気になりました。

今回は問題ないと思いますし、御本人がこれからいらっしゃるのであれば、この場で確認すればそれで済む話、補正してもらえば済む話とは思いますが、考え方として本当にそれでいいのかは、もう一度御検討いただく必要があるのかなと思いました。

以上です。

係長 委員の御意見、承りましたので、また事務局のほうで、きちっと検討させていただきたいと思っております。

その他、2点につきましては東島のほうからお話しさせていただきます。

主事 まず最初の御質問に対して、契約書の写しが今までついていたという部分で、今回ついていないことについてですが、農地法の施行規則で貸借による許可を受けようとする者については、契約書の写しの添付が求められておりまして、そうではなくて、今回のような売買の場合は契約の内容、権利を設定し、または移転しようとする契約の内容が、こちらの許可には必要となっておりまして、この契約の内容については、1ページ目のめくっていただいて裏、3、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容で、こちらに御記入いただいておりますので、契約の種別としては売買契約で、引渡し時期については契約許可後、速やかに行うとして時期も示されておりますので、契約の内容が記載されておりますので問題ないかと考えております。

1 1 番 この件については承知しました。

以前、何か3回ぐらいに分けて、毎年所有権を移転している契約があったかと思うんですね。あれも所有権移転だったと思うんですけども、それは都度都度、契約書の提示があったかと思うんですが、あれは特殊事例だったので添付したというところなんでしょうか。

主事 すみません。その例について、私自身は把握していないんですが、本来そもそも、この農地法施行規則のほうでは賃貸借及び使用貸借の際には契約書の写しを必要添付書類と定められておりますので、売買というお話であったのであれば、そのとき契約書の写しは必要なく、契約の内容を記載すれば問題なかったのかなと思います。

1 1 番 承知しました。

主事 続いて、3点目の御質問なんですけれども、1ページ目の下ですが、所有者の氏名または名称、確かにこちらはお名前が必要になるかと思います。その下に「現所有者の氏名又は名称（登記簿と異なる場合）」とありまして、登記簿と異なる場合には住所とお名前を記入するものかなと考えておりましたが、ここは所有者の氏名または名称を、この括弧ではないところに記入した上で、その下に、登記簿と違う場合は、さらにそのお名前と住所、現所有者の氏名または名称なので、異なる場合に括弧に名前を入れるものと、今、この場で確認しましたので、この上の部分には譲渡人のお名前を記入いたします。

1 1 番 ありがとうございます。

議長 よろしいでしょうか。

そのほかに御質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問がないと認め、許可書の発行を前提として申請者に意思確認等を行いたいと思います。

〔申請人 着席〕

議長 今日はお忙しいところ、ありがとうございます。

議受人には農地法第3条の売買に関する要件である全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件について理解をしていただいていると思いますが、これらの要件を満たすよう耕作を行えることで間違いないでしょうか。

申請人 老体ですけれども、今後も農業のほうを一生懸命やっていきたいと思っております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

委員の皆さんで、ほかに御質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないということを認めて、質疑を終了いたします。本日はお忙しいところ、ありがとうございました。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、採決に移ります。議案第1号、農地法第3条第1項に規定する許可について、許可書を発行することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、許可書を発行することに決めます。

次に、議案第2号、中間管理事業の推進に関する法第19条第2項の規定に基づく農地利用集積等推進計画に関する意見聴取、1件を議題に呈します。

今回の借受人は令和8年3月までに継続して中間管理事業にて借りられている方で、貸借の際に確認をする3要件については変更がないことを現地調査時に確認済みでございます。このため、申請者に意思確認等の質疑をするための来庁は不要と判断し、計画書の内容についてのみの審議といたします。

それでは、事務局より第2号についての説明をお願いいたします。

局長 そうしましたら、議案第２号、中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見聴取について御説明いたします。

農地の所在、貸借人については記載のとおりでございます。

農業委員会としては、農地中間管理機構より貸借についての意見聴取を求められており、農地法３条許可同様の要件等の確認を行うものとなっております。

今回は農用地利用集積等促進計画（案）の提出がありましたので、お手元の計画書（案）、現地調査及び委員からの補足説明を基に、本事業の貸借について委員の皆様から御意見をいただきたいと思います。

議案第２号の内容ですが、現地調査を借受人立会いの下、嶋田職務代理、岡部委員、川野委員、横幕委員、事務局、農地中間管理機構で行いましたので、調査結果を御説明いたします。

現在、申請者は市内外合わせて２ha以上の農地に作付をし、主に植木生産による農業経営をされております。貸借が予定されている農地は約７，３００㎡で、申請法人の役員等３名、従業員５名の計８名で担われるとのことです。機器類についても、トラクターやユンボを所有し、十分耕作を行えるとのことで、全部効率利用要件は問題ないものと考えます。

また、計画書において申請法人の代表者は主たる従事者となっており、年間１５０日以上従事するとのことです。農作業常時従事要件も問題ないものと考えます。

地域との調和要件ですが、申請法人は地域農業経営基盤強化促進計画、いわゆる地域計画で担い手として位置づけられており、今回の貸借は農地の集団化に当たるほか、消毒などで農薬を使用する際には近隣の農家に事前にアナウンスをして実施するとのことです。問題ないものと考えております。

申請者には聞き取り調査を行い、法令を遵守されていることも確認済みでございます。また、１０年間の賃貸借を予定しており、貸付人は農地長期貸借奨励促進事業の申請も予定されて

いるとのことでした。

今回、農地中間管理事業では農地の貸借について、中間管理機構が間に入って行っております。中間管理機構は貸し借りの条件を双方に確認し、促進計画の作成、貸借となるものです。今回は一般的な条件を共通事項として定めたこと以外に覚書を作成しております。植木生産における管理方法や返還の際の原状回復等に関するものを、別途覚書として作成したものとなります。

なお、現地調査において境界が1か所確認できませんでした。このことについては中間管理機構に対して事務局より確認を求めたところ、関係者により確認が行われ、境界の確認が取れているとの報告を受けております。

議案第2号の説明は以上となります。

議長 ありがとうございます。

それでは、現地調査、確認された委員の方から補足説明をお願いいたします。

まず最初に岡部委員、その次に川野委員、横幕委員の順で、よろしくお願いいたします。

17番 それでは、地図をちょっと見てください。先ほど境界の話が出ましたが、この斜線の右上、白い部分が隣接した方の農地でありまして、現地調査の後、貸付人と隣家の方、両方にお話をしまして、今日、総会までに境界をはっきりさせてほしいということで、昨日、確認を行いました。そうしたら、お2人そろって確認をしたということで、くいも確認しましたので問題ないと思います。

以上です。

議長 川野委員さん、お願いします。

16番 境界の件以外は特に問題ございませんでしたので、問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。

横幕委員、お願いいたします。

8 番 今日、その境界が確認できたと聞きましたので、問題ないと思いますが、この制度のポイントは、何といたっても中間管理機構ですので、そちらにしっかりしていただきたいというのが……。

議長 ありがとうございます。

最後に、私のほうからですけれども、今、横幕委員が言われたように、あくまでも貸主は中間管理機構ということになりますので、現地でも話したように、どこが境界なのか、貸借に関わる場所なのかが明確でないものを貸すのは、どんなものですかというような話もさせていただいて、中間管理機構のほうもそれに沿って速やかに対応していただけたと思います。

以上です。

このほかに何か御質問がありますでしょうか。岩崎委員、お願いします。

1 1 番 先ほど共通事項はそのままで覚書は結ぶという御説明があったんですけれども、共通事項のほうで、これが誤植なのか、ちょっと確認したいところがありまして、1枚目の「出し手（甲）→機構（乙）」という紙の（4）なんですけれども、「転貸」とあって、「乙は当該土地を」の後、「甲の同意を得ず第三者に転貸して」という文章が続くのですが、その「甲の同意を得ず」というところに横線が引っ張ってあるように見えるんですが、これはコピーの線が入っちゃったとかいうものなのか、意図的に消してあるものなのか。これはちょっと扱いがよく分らず。

これがもし意図的に消していると、ここのところは乙の機構は第三者に転貸するときに、「甲の同意を得ず」が消えているので、機構は毎回、貸手さんに同意を得て貸してくださるということでもいいんですかね。ここが意図的なものか、ちょっと確認をしたい。

この内容が3条の要件を満たすかどうかというところには影響がしないので、形式的なところで、かつ、借主さんのところ

については影響はないところだとは思いますが、ちょっと気になったのでお聞きしました。

議長 ありがとうございます。

事務局のほうでお願いしたいんですけれども。

係長 事務局のほうで消しているのではないかと、今、思っているんですが、確認に今、行きましたので、少々お待ちいただいてよろしいでしょうか。申し訳ございません。

1 1 番 仮に消しているとした場合に、その意図は気になるところであります。機構のいいところというのは、貸主さんに毎回毎回確認を取らずとも機構が借り上げているところで、借主さんというのは毎回毎回、貸主さんの意思に影響されないというところがいいところだと思ったので、意図は知りたいところです。

係長 今、線があるかないかというところを確認してからの御回答でよろしいでしょうか。

3 番 この方の畑はすごい広いですよね。農機具の所有の状況を見ると、噴霧器 1 台と書いてあるんだけど、そんなんで回るんですか。こういうのは誰かお聞きはしなかったんですか。

1 4 番 これは多分、全部書くことないと思っているから、最低限を書いたんじゃないの。

3 番 そうですかね。

1 4 番 うん。こういうものを持っている……。

3 番 そうですよね。だから随分少ないなと思ったんですけれども。労働力も 8 名もいるんだし。

1 1 番 1 台書けばいいというルールというか。

1 4 番 最低限のことを書けばいいのかなと思っていて。

1 1 番 これは 2 万 7, 4 0 9 m²を全部効率的に利用できるだけの人と機械と技術があることを確認するので、1 台書いておけばいいというのよりは、それが証明できるだけの台数を書く必要はあるんじゃないかと思いますね。全部書くかどうか分からないですけれども。

1 4 番 最低限はあるのかな。それでできるのなら、それであれか

なと思って。

議長 担当の委員のほうでいつも確認をお願いしているんですけども。

1 7 番 かなり人を雇っていますし、多分、臨時でお手伝いなんかもいますよね。植木屋さんっているじゃない。だから、個人所有のものを持ってきてトータル的に賃金を払うとかということもあり得るし、あまりこの数字はどうなのかな。

実際、規模的にはこれでは賄えないですよ。もっとあるのを確実に見えていますけれども。だから、本当にまずいなら、今後ちゃんと台数まで確認しなきゃいけないのかもしれないけれども。

3 番 あまりにも何か少ないなと思ったので、ちょっと聞いてみました。

1 1 番 毎回農地が増えているということですよね。だから、前は1台でもよかったけれども、今となっては7反も増えたんですかね。今回7反増えたのも、ちょっととかいう意見があって…。でも、人とかをトータルすれば、全部を効率的に利用できるんですかということなんですよ。私は分からないんですけれども。

1 7 番 中間管理を通しての面積は広がっているけれども、この方は以前、埼玉にもっと貸借していて、だから、自宅の近くに集約できるのはすごく好ましいということで、もし貸してくれる人がいれば、どんどんもっと規模を拡大したいという意向は聞いています。

だから、実質経営の規模が大きくなっているかというのと、それは、もしかすると面積的には減っているかもしれないです。

1 1 番 それはいいんですけれども、全部効率的に利用できるかどうかをチェックする場なので、ここにある人と機械と技術と、載っているもので全部効率的に利用できるかどうか判断すればいいんですよ。

私、ちょっとすみません。そういうところのあれがないんで

すけれども、これだけの人数がいればできるということなんですよね。専門の方にお聞きしたい。

議長 高橋委員、お願いします。

1 2 番 この紙に書いてあるとおり、重機とトラクター、動力噴霧器、耕運機がありますけれども、おっしゃるとおり、従業員さんが全部で8名いらっしゃるの、そういうのは順番に効率よく回れば作業のほうはできると思いますので。雨の日とかがあるので、常に朝から晩まで噴霧器は使うわけではないもので。特に冬なんかは、そんなには使わないものなので、これで多分、この農地は賄えると思います。

議長 ありがとうございます。よろしいですか。

3 番 専門の方がそうおっしゃるのなら、そうなのでしょう。

議長 では、宿谷委員、お願いします。

7 番 動力噴霧器といっても、車に積むような大きいので、タンクに多分薬を作って、それでまくので、二口で中道で両側みたいなことをやれば、人も要らなくて、時間も短く、多分1台で済むと思います。

議長 ありがとうございます。

営農というか、今回借りることになっている法人さんですけれども、かなり大きく確かにやられているんですけれども、どちらかというと生産というよりも販売のほうがメインの法人さんなので、今回の場所もそうですけれども、当然、仮置きといってもあれですけれども、仕入れてきたやつを、いろんなところに点在するよりも1か所にまとめて、そこで育てながら見ていただくというような方法を取っておりますので、一般の植木農家さんと比べれば違うのかなというふうに私は認識しておりました。

それと、今、植木屋さんのほうからもありましたように、私たちが考えている噴霧器というよりも、かなり大型のをやるということですし、今までもこれまでも、これぐらいの規模のことはやってこられているところですので、皆さん御承知のよう

に、かなり従業員の方もいらっしゃいますので、大丈夫であろうという判断で今回の総会に議題として挙げている形です。

よろしいでしょうか。

3 番 はい。

議長 それでは、事務局のほうから先ほどの件、よろしく願いいたします。

係長 お待たせして申し訳ございませんでした。

先ほどの（４）の部分の線がコピーの線なのか、意図的に消えているのかという件ですけれども、確認しましたところ、意図的に消されているものでございます。ですので、中間管理機構としては、「甲の同意を得ず」というところを消しておりますので、同意を得てということで進めていくということの意図だというふうには思いますが、その詳細までは、我々としては意図を今のところ確認をしている状況ではございません。

もし、これにつきまして何か意見を付すということであれば、中間管理機構に対して御意見という形で、農業委員会のほうから提出をする形になろうかと思っております。

説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

1 1 番 特にそういう意図で消されたなら、毎回同意を取るということなんだと理解します。今回のこの総会の審議事項には影響しないのではないかと思います。念のための確認でした。

議長 そのほかに御質問はありますか。ないでしょうか。

……質疑なしの声

議長 それでは、議案第２号、中間管理事業の推進に関する法第１９条第２項の規定に基づく農地利用集積等推進計画に関する意見聴取について、要件を満たしていることから、意見なしとすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、要件を満たすものとして回答することといたします。

次に、議案第３号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について議題に呈します。

議案第３号の１から３を事務局より説明をお願いいたします。

局長 そうしましたら、議案第３号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について御説明をいたします。

農地相続人の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

現地調査を嶋田職務代理、田中委員、鴻地委員、横幕委員、事務局で行いましたので、調査結果を御説明いたします。

議案第３号の１、柏町４丁目の一筆となります。略図１を御覧ください。略図１は千手橋南交差点の南東に位置する農地となります。畑にはネギ、トマト、ナス、ニンニクなどが生産されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

続きまして、議案第３号の２、こちらは砂川町３丁目の一筆、８丁目の一筆の一部、上砂町４丁目の８筆、５丁目の２筆の計１２筆となります。略図２－１を御覧ください。略図南側の農地は見影橋の北に位置する農地となります。ユキヤナギや河津桜、十月桜などを生産されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。略図北側の農地は森の子こども園の東に位置する農地となります。ハナミズキなどを生産されておりました。こちらも肥培管理は良好で、境界も確認できております。続いて、略図２－２を御覧ください。略図南側の農地は武蔵砂川駅南西の玉川上水の南に位置する農地となります。ナンテンやソケイ、オリーブなどを生産されておりました。北側の生け垣に一部越境が確認されたことから、委員より注意がありました。境界は確認できております。略図北東側の農地は武蔵砂川駅北東に位置する農地となります。ベッコウマサキやオカメザクラ、トキワマンサクなどが生産されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。略図北西側の農地は西武拝島線北側の残堀川東に位置する農地となります。

ロウバイやスモークツリー、ベニスモモなどが生産されておりました。こちらも肥培管理は良好で、境界も確認できております。今回確認いたしました5か所の農地で生産した植木については、全て枝物として出荷されているとのことでした。

続きまして、議案第3号の3、一番町2丁目の2筆となります。略図3を御覧ください。2筆ともに西武拝島線の線路に隣接し、線路と五日市街道の間に位置する農地となります。西の農地ではレタスやキャベツが作付されており、作付がされていない部分もきれいに耕うんがされておりました。また、今後キャベツなどを作付する予定とのことでした。また、一部には緑肥が植えられておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。東側の農地ではトマトやナス、ニンジンなどが作付されておりました。肥培管理は良好で、境界については1か所確認できない箇所がありましたが、後日、委員に確認をしていただいております。

議案第3号の説明は以上となります。

議長 ありがとうございます。

それでは、当日確認を担当された地区委員の方から補足説明をお願いいたします。

1番を田中委員、2番を鴻地委員、3番を私、横幕委員は最後にまとめてよろしくをお願いいたします。

それでは、最初に田中委員、よろしくお願いします。

- 1 4 番 この方ですけれども、年が明けて、全然見ないな、見ないなと思っていましたら、現地調査に行ったときに会ったんですね。そうしたら、大腿骨を折ってしまって入院していたということなんです。畑はきれいだったんですけれども、息子さんが代わりに耕してくれていたということで、今後も体を注意しながら畑のほうはやっていくそうですので、何も問題はありません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、2番を鴻地委員、よろしくお願いします。

10番 略図2-1、2-2とも事務局の説明のとおりなんですが、多種多様というか、いろいろな植木が生産されていて、肥培管理はとても良好。出荷先が大田市場と言っていたかな。あっちのほうに花木、説明があったとおり枝物として出荷しているそうです。みんなから伝えたのは、とにかく忙しそうなので、体に気をつけて生産に励んでくださいと伝えました。全く問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、3番について私のほうから説明をさせていただきます。

事務局から説明があったとおり、東側の農地ですけれども、この宅地と当該の申請地の境界が1か所、分からなかったんですけれども、その日のうちに連絡がありまして、ありましたということで、私も行って確認してきていますので問題ないと思います。

あと、畑の管理については非常によく管理されていまして、後継の方も家族全員でやっているのです、子供たちが3人ですか。今、一緒にやっていますので、今後も大丈夫だなというふうに思っております。

以上です。

では、横幕委員、よろしくお願いします。

8番 いずれも特に補足することはないのですけれども、2番の方ですが、植木農家さんなんですけれども、私は、初めて枝物を出荷するという出荷の形態を見まして、大変勉強になりました。立川にもこういう農家さんがいるんだということで。恐らく先代から始めているんですけれども、今の時流に非常に合ってきているなという感じはしました。

議長 ありがとうございます。

ただいまの説明がありました件について、何か御質問等があ

りましたら、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問がないものと認め、採決に移ります。議案第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第4号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について議題に呈します。

事務局より説明をお願いいたします。

局長 そうしましたら、議案第4号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願につきまして、1件、御説明いたします。

農地相続人の住所、氏名につきましては、記載のとおりでございます。今回の案件は、前回の総会において再度の確認が必要になったことから継続案件となったものとなります。

略図1を御覧ください。土地の所在は幸町5丁目の8筆です。面積は6,069㎡です。申出事由は死亡。証明内容は、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

議案第4号の説明は以上となります。

議長 ありがとうございます。

確認を担当された地区委員から補足説明をお願いいたします。
高橋委員、よろしくお願いいたします。

12番 先日、この畑を確認してきまして、野菜、また、麦等を作っており、畑のほうはきれいにできておりました。境界も確認しております。

以上です。

議長 ありがとうございました。

ただいま説明のありました件について何か御質問がありましたら、

たら、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問がないものと認め、採決に移ります。議案第４号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決します。

そのほか事務局のほうで何かございますでしょうか。

局長 事務局からは特にはございません。

議長 それでは、本日の審議予定はこれで終了でございます。次回の農業委員会は６月２３日（火）午後３時から、２０８・２０９会議室で開催となります。

本日も慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

午後３時５２分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員